

全米商工会議所が、オバマ次期大統領及び議会に向け知財保護に係る提案を公表  
— 知財集約産業の米国経済への貢献強調、USPTO 長官や IPEC 等の早期任命を要望 —

2008 年 12 月 16 日  
JETRO NY 中楨、横田

全米商工会議所グローバル知的財産センター(GIPC)<sup>1</sup>は 10 日、オバマ次期大統領及び次期第 111 議会に向けた、イノベーションと知的財産に係る提案(2009 Recommendations)を発表した<sup>2</sup>。

同日に発表されたプレスリリースによれば<sup>3</sup>、今般発表された提案は、知財関連の重要ポストの任命を含む 2009 年に対処すべき国内外政策課題を対象とし、知財保護の実効性強化やイノベーションと知財の価値の認識向上と支援拡大、知的財産執行調整官(IPEC)に十分な権限を与えることを内容とするものであるとしている。

「雇用促進と経済回復にはイノベーションが鍵、知財保護強化が必須」と題された同提案では、はじめに米国の知財集約産業(バイオ・製薬、情報産業等)に従事する雇用者が 1800 万人であることや、国内生産に占める知財の価値が 5 兆ドル以上であり経済成長の 40%に相当することを挙げ、米国経済における知財集約産業の貢献を強調。それゆえ、現在の経済危機下においては、知財保護は、かつてないほど重要性を増しており、オバマ次期大統領及び第 111 議会にとって、21.世紀における米国の発明(ingenuity)、イノベーション、経済成長を促すための重要で意義深い措置を講じる舞台が整っていると述べている。

具体的な提案をみると、第一に知財保護の実効性強化のためとして、10 月 13 日に成立した包括的模倣品対策強化法(PRO-IP法)<sup>4</sup>の完全履行、GIPCの改革提案に沿った米国特許商標庁(USPTO)改革の継続、模倣品海賊版拡散防止条約(ACTA)交渉の妥結などを挙げている。

第二に、知財法・規範の現行制度の維持・強化のため、グローバルな知財保護に係る貿易協定(trade agreement)の継続、G8 などの知財保護に向けた国際的取組における米国のリーダーシップの拡大、中国における新たな特許法・商標法・著作権法の施行による知財法・規則体制の向上に向けた北京での活動強化などを提案している。

第三に、知財保護と執行に係る主要ポストに高い素養を備えた知財保護志向の人材(pro-IP Individuals)を任命することが、オバマ政権や議会が強い知財保護への献身を示すものであるとし、PRO-IP 法で大統領府への設置が規定されている IPEC や

<sup>1</sup> Global Intellectual Property Center ウェブサイト：<http://www.theglobalipcenter.com/gipc/default>

<sup>2</sup> 提案は [こちら](#)

<sup>3</sup> プレスリリース：[http://www.uschamber.com/press/releases/2008/december/081211\\_elect.htm](http://www.uschamber.com/press/releases/2008/december/081211_elect.htm)

<sup>4</sup> [081014【米国 IP 情報】包括的模倣品対策強化法案 \(PRO-IP 法案\) が成立](#) 参照

USPTO 長官・副長官をはじめとする主要ポストを明示し、これらはオバマ次期大統領就任から 100 日以内に任命すべきであると提案している。

特に、IPEC については、国内外でのイノベーション保護のために十分な権限を与えるべきとして個別に提案を行っている。具体的には、IPEC は関係省庁と協力して国内外での知財保護に向けた主導的な役割を担うことが課せられているが、十分な実効性を持たせるためには、オバマ次期大統領就任から 100 日以内に IPEC を設置すべきであること、国内政策委員会や国家安全保障会議と密接な調整をすべきであること、活動のために必要なスタッフや予算等の十分なリソースが確保されるべきであることなどを挙げている。こうした提案には、知財保護の向上のため、IPEC が十分な活動や役割が果たせるよう産業界として後押ししようとする姿勢が見えるとともに、その役割への期待の大きさも窺うことができる。

(了)